

令和4年度東京都入札監視委員会第1回指名停止等に係る苦情処理部会

令和4年8月29日

東京都庁第一本庁舎 15階 15A会議室

【臼田契約調整担当課長】 恐れ入ります。契約調整担当課長の臼田でございます。先生方、本日はどうぞよろしく申し上げます。少し早いですが、始めさせていただきますもよろしいでしょうか。

【一同】 はい。

【臼田契約調整担当課長】 では、開会に先立ちまして、本日御参加いただいた記録を残すために、スクリーンショットを1枚撮らせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

【一同】 はい。

【臼田契約調整担当課長】 では、少々お待ちいただけますでしょうか。

撮影が終わりました。御協力ありがとうございます。

それでは、開会の挨拶を契約調整担当部長よりお願いいたします。

【前山契約調整担当部長】 これより令和4年度東京都入札監視委員会第1回指名停止等に係る苦情処理部会を開催いたします。

委員の皆様には、お忙しい中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。私は、財務局契約調整担当部長をしております前山です。本日の進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

本日は、東京都が行う指名停止等に関わる利害関係者からの苦情申立てについて、要綱第2条第5項の規定に基づき財務局長から審議を依頼するものでございます。御審議いただく内容につきましては、後ほど事務局のほうから御説明いたします。

まず、本日御出席いただいております委員及び東京都の職員の出席者につきましては、既に配付しております資料のとおりでございます。

東京都側は、経理部長の五十嵐でございます。

契約調整担当課長の臼田でございます。

それから、契約調整技術担当課長の高柳でございます。

電子調達担当課長の三浦となります。よろしくをお願いいたします。

【一同】 お願いします。

【前山契約調整担当部長】 また、本日は7名の委員の皆様に参加いただいております。

次に、本日の議事進行役についてでございますが、運営要領上、苦情処理部会の部会長は第一監視部会の部会長の兼務とされていることから、小見部会長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは小見部会長、進行をよろしくをお願いいたします。

【小見部会長】 ただいま事務局から御紹介にありましてとおりの、指名停止等に係る苦

情処理部会の部会長を務めさせていただく小見でございます。

それでは、早速ですが、本日の議事進行と資料について、事務局から説明をお願いします。

【臼田契約調整担当課長】 契約調整担当課長の臼田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事進行につきまして簡単に御説明申し上げます。

本日は、当委員会設置要綱第2条第5号に基づく指名停止等に係る利害関係者からの苦情申立てについての審議となります。議案は、この1件のみでございます。

我々財務局経理部総務課は、入札監視委員会の事務局でありながら、指名停止に関する事務も所管する部署でございます。今回、苦情処理部会におかれましては、第三者機関として公平かつ独立した立場から審議を行っていただく必要があることから、事務局からは苦情申立てに係る意見は極力控えさせていただきまして、指名停止などの制度一般に関する質問に限ってお答えさせていただければと考えております。

苦情申立者の主張及び東京都の主張につきましては、本日の審議資料に記載させていただいておりますので、こちらの資料を基に御審議いただければ幸いです。

なお、審議終了後の流れにつきましても、補足で説明をさせていただきます。

本日の審議終了後、財務局長が当審議の報告を部会から受けた日の翌日から起算して10日、10開庁日以内に、東京都から苦情申立者に対して再苦情申立てへの回答をすることとなります。回答に当たりましては、再苦情申立ての趣旨を認めなかった場合にあっては、その旨及びその理由、再苦情申立ての趣旨を認めた場合にあっては、その旨及びこれに伴い財務局長が講じようとしている措置の概要を明らかにして回答することとなります。

議事の進行につきましては以上となります。

続きまして、事前にお送りした資料について確認をさせていただきます。

本日の資料は、事前に委員の皆様にお送りしておりますが、まずA4縦の次第、次のページに出席者一覧がございまして、さらに1枚おめくりいただきますと、東京都入札監視委員会指名停止に係る苦情処理審議（議案）のタイトルで、資料右上に議案1と記載された資料がございます。この資料以降が本日の審議案件でございます。

審議資料につきましては、資料の下部にページ番号を振らせていただいております。187ページ以降は各種要綱等の参考資料となっております。

資料の不足等はございませんでしょうか。

なお、一部資料に法人情報等を含むことから、本日の委員の皆様限りで御覧いただくこととさせていただきたいと思っております。本日の部会終了後も、お取扱いには十分御注意くださいますようお願い申し上げます。

それでは、小見部会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

【小見部会長】 ただいま事務局から説明が終わりましたので、早速審議に入りたいと思っております。

それでは、これより審議に入ります。審議については、個人情報や法人等の情報の保護のため非公開とし、後日審議概要及び議事録を東京都財務局ホームページに掲載する予定です。

では、取材等の方は御退席をお願いします。いらっしゃるのですでしたか。

【臼田契約調整担当課長】 大丈夫です。

【小見部会長】 続けてよろしいでしょうか。

【臼田契約調整担当課長】 お願いいたします。

【小見部会長】 先ほど事務局からもありましたが、指名停止等に係る苦情処理部会は、財務局長からの依頼に基づき、指名停止等に係る苦情事案について第三者機関として公平かつ独立した立場から審議するものです。本日は、本件苦情申立てに係る指名停止措置について、当該指名停止措置が適正に行われたものか否かを判断するとともに、苦情申立人からの再苦情申立ての趣旨に正当な理由があると認められるか否かという点について、委員の皆様にご審議いただきます。

審議の結果につきましては、東京都入札監視委員会設置要綱第2条第5号の規定に基づきまして、部会として財務局長への報告を行いますので、最終的には部会として報告書をまとめる必要がございます。

本日は、財務局長への報告書に盛り込むべき骨子となる内容を最終的に集約させていただき、審議終了後、部会長である私と事務局で報告書文案を作成し、後日、委員の皆様にご共有する形を取らせていただければと思っております。

審議の進め方としては、お手元の資料を基に委員の皆様から御意見を頂き、問題点を整理していきたいと思っております。

その前に、議論する上で、あらかじめ確認しておきたいことなどがありましたら御意見を伺いたいのですが、委員の皆様、いかがでしょうか。

【松本委員】 特にありません。

【小見部会長】 よろしいですか。

【森岡委員】 森岡からよろしいでしょうか。

【小見部会長】 はい、どうぞ。

【森岡委員】 事前の御説明を受けた際にも御質問差し上げて、その結果が出ているのかどうか分からないのですが、取りあえず、例えば資料の123ページを見ていただきまして、これが質問をされて回答された状況等が示されているものです。この3回の入札案件があつて、この一番上の02-40076という入札案件ですけれども、これで、このときの応札者は（非公表部分）というところで、（非公表部分）から弊社にというのが適切なのか——製品というのですか、製品を入手したとなっておられますけれども、片や今回の申立人等から、（非公表部分）製に縛られているというような話が出ておまして、この（非公表部分）が作っている製品というものの生地というのが（非公表部分）製かどうかという確認ができればしたいというところでございました。

【小見部会長】 いかがでしょうか、今の件について。

【臼田契約調整担当課長】 事務局からお答えいたします。

第1回目の入札で（非公表部分）が入札、（非公表部分）から生地を入手したというところですが、今、森岡委員から説明のあった（非公表部分）製という話につきましては、恐らく127ページにある（非公表部分）からある発言の中からおっしゃっていることかと思えます。この件につきまして、第1回目の落札業者である、落札のところの案件に関して東京消防庁のほうで事実確認を取っておりますが、この第1回目の落札者の（非公表部分）が調達している調達先については、（非公表部分）製のフィルムは特に使用していないとの回答を得ております。

【森岡委員】 ありがとうございます。

【小見部会長】 ほかにいかがでしょう。議論の前に、議論に先立ち事実確認等で御質問、御意見等がありましたらお願いします。

【森岡委員】 追加でよろしいですか。事前のときに伺ったのか少し自信がないですけれども、同じ案件で（非公表部分）という会社が応札をしていて、今回のヒアリングもされているということなのですけれども、（非公表部分）が入手する予定だった生地がどこかというのはお調べいただいていたんですか。すみません。ここを私は明示的に申し上げたかどうか。

【臼田契約調整担当課長】 すみません。事前に特にそういった質問を受けていたという記憶は、恐れ入りますが私もございませんで、今、現状分かり得る範囲は、この123ページにあります（非公表部分）の質問3の回答、これ以上の情報は我々としては持ち合わせておりません。

【森岡委員】 了解しました。ありがとうございます。

【小見部会長】 よろしいでしょうか。どうぞ。

【飯塚委員】 49ページをお願いします。（非公表部分）が4回ヒアリングを受けたという記載があります。御存じのように、（非公表部分）はその後、入札に参加して、1回目の落札業者になっているわけですが、これは私などの経験からして見ると、非常に奇異な感じがします。なぜなら、仕様書の段階で、甲乙であれば、その甲側の発注者といろいろな情報交換をしているような会社というのは普通に入札には参加できない。例えば、コンピューターの契約をするときに、最初の仕様書にあるベンダーが関わったとき、そのベンダーは決して入札には参加できないということは、何か全く当たり前のことというか、常識になっているのだろうと思います。多分独禁法関係の通知の中に、そのような疑いが持たれるようなことにならないようにというのがあろうと思いますが、そういった観点から見ると、この49ページの（非公表部分）の流れというのは、公正な契約たり得るのかという問題が出てくるだろうと思います。別に談合とかいうことではなくて、契約の公正性がこれで保てるのかどうか。この点、東京都のお考えを教えてください。

【臼田契約調整担当課長】 では、事務局のほうからお答えいたします。

今御指摘のあったところにつきましては、消防庁から確認をしている事実をお伝えいたしますが、令和3年度1回目、2回目の調達に関しては、複数の事業者が履行可能であることを担保するために（非公表部分）にヒアリングを行い、仕様を作成しておりますが、そのほかに（非公表部分）から参考見積りを聴取して、その実現・履行可能性というものを確認しております。そうしたことをもって一定の公正性という、特定事業者のみしかできないようなものになっていないことを確認して調達を行ったと聞いております。

【小見部会長】 いかがでしょうか。

【飯塚委員】 それでは全然答えになっていないですよ。私が申し上げたいのは、仕様書の作成に関わった業者が入札に参加することができるのかという、極めて基本的なことを伺っているのです。

【臼田契約調整担当課長】 現状、東京都のいわゆる物品の調達の中において、仕様書作成に当たって事業者から参考の意見聴取をすることは行われていることでございまして、その参考に事情聴取を行ったところが入札に参加できないような決まりにはなっていないというのが現実でございます。

【飯塚委員】 御存じだと思いますけれども、公取の独禁法に関する指針があります。タイトルは「公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独禁法の指針」というものでありますが、その2-2というところがあって、細かい言い回しで、これは読み上げてもあれなのですけれども、3行ぐらい少し読ませていただくと、入札の対象となる物品に関する情報交換ということで、提供される価格水準に関する情報を基礎に発注者が予定価格を算定することを認識しながら、事業者が発注者に情報提供をすることは問題となるとあります。このケースでいろいろな業者が問題としている通気性フィルムの規格の話とか、PP製だとかPE製だとか、あるいは厚さが0.048ミリとかが、例えばこの4回のヒアリングの中で（非公表部分）から消防庁に対して情報提供がされているとしたら、そもそも、このヒアリングが何か全ての発端になったのではないかと考えます。

つまり、ヒアリングするは構わないけれども、ヒアリングの業者が入札に参加するということを認めたことによって、今回のことが起きてしまったような感じがします。

以上です。

【小見部会長】 今の御意見は、具体的に言うと、この（非公表部分）へヒアリングを行ったことによって、それによって決まっていた仕様が特殊なものになったがゆえに調達に影響した可能性があるという御意見でしょうか。

【飯塚委員】 ヒアリングの内容を確認してもらいたいのですけれども、多分そういったことだろうと想像ができます。

【小見部会長】 これ、既にもう本題に半分入っているようなことになるのですが、今の御意見以外に、何か前提として御質問、御意見等がありますでしょうか。よろしいですか。

【有川委員】 すみません。有川ですけれども。

【小見部会長】 どうぞ、有川さん。

【有川委員】 今回の飯塚委員と関連するのですけれども、国の会計法でも、地方自治体の施行令でも、今の件、つまり仕様書を作るときに特定の者だけにヒアリングをしたり、そこだけに参画させて、その特定の者だけに仕様書の作成に参画させた後の入札への参加をどうするかどうかというのは、明確な規定はないのですけれども、事実上、公正性を確保できないだろうということで、恐らく国も地方自治体も仕様書に特定の者だけ関与させるのは避けているし、仮に関与させた場合は、その後の公正な手続を担保することをやらなければいけないということで、これまで運用してきているはずです。

実際、WTOの調達関係については明白に判例がありまして、平成25年の東京大学の入札に関しまして、たまたま内閣府の政府調達苦情検討委員会の委員をやっていたのですけれども、そこでもこのような、同じような事態で、特定の者だけに仕様書作成に参画させて、その者が結果的に落札したという状況で、これはまさに政府調達協定にある公正性と無差別性に反するので契約をやり直しなさいということで、実際、東京大学が契約を破棄して、契約をやり直しております。

そのようなWTO調達に関しては、特に飯塚委員が言われていたような問題が大きくなるので、本件はまさにWTO調達案件なので、仕様書の作成でこのような瑕疵があったということは、まずスタートで大きな問題があったということだけ認識しておかなければいけないと思うのですが。

【小見部会長】 分かりました。

それでは、今のことも踏まえてですが、前提とする御意見は一応これで出たということで、それ以外……。

【森岡委員】 すみません。今の判例とおっしゃったのは、年月日とかを教えていただけますでしょうか。

【有川委員】 はい。政府調達苦情検討委員会の最終的な意見といたしますか……。

【森岡委員】 先生、裁判所の話ではない。

【有川委員】 裁判所ではありません。内閣府の政府調達苦情検討委員会の決定ということなのですが、平成25年1月17日、件名の番号までは今は……。

【森岡委員】 これって、何か公開されているということなのですか。

【有川委員】 ええ、公開されています。内閣府のほうにアップロードしていただいています。

【森岡委員】 分かりました。

【小見部会長】 よろしいですか。

それでは、東京都が行った当該指名停止手続が適正に行われたものか否か、また苦情申立人からの再苦情申立ての趣旨に正当な理由が認められるか否かという点について、各委員から御意見がありましたらお願いいたします。御発言に当たっては、資料の該当ページがあれば、ページ番号をおっしゃっていただきますようお願いいたしますということで、

先ほどの御意見、そのまま続けていただいても構わないのですが、先ほど、ヒアリング、仕様策定に関わった業者が入札に参加するということが問題である可能性があるという御意見が出ましたけれども、東京都さんでは、今の話については、特段縛りは今までなく運用されてきたという理解でよろしいでしょうか。

【臼田契約調整担当課長】 一般論といたしまして、公正な仕様書を作成するというようなことは、当然原理原則としてお話をされていて、例えば先ほどお話のあった情報処理とか、ITの調達の関係で契約が複数分かれていて、前段階で基本計画などを作成して、次の設計に取りかかるようなもの、大がかりなものに関して後発の契約に制限をかけるということは行っております。そういった専門性の高いものに関して制限をかけるということは行っているのですけれども、そのほか一般的な物品や物件調達ですとか、役務の提供といった契約に関して、仕様の作成に当たっているいろいろな事業者から意見を聞くということは一般的に行われていることで、その意見を聞いた事業者は入札から遠ざけるといふか、排除するようなことというのは特にルールづけを行っていないというのが現状でございます。

【小見部会長】 分かりました。ということで、今のこと自体がそもそも問題かどうかという話は一方あるにして、それが今回のRELIEFさんの異議申立てにつながる蓋然性があったかどうかというようなことについては、いかがでしょうか。具体的に何か、仕様のここがこうだったから、これが調達できない理由になったのではないかみたいなお話は、可能性というものはあるのでしょうか。まずは東京都さんにお聞きしたほうがいいですかね。

【臼田契約調整担当課長】 第1回目において意見を聞いた（非公表部分）が落札をしたという事実は、この資料のとおりかと思っております。

それ以降、（非公表部分）、そしてRELIEFと、第2回、第3回、別の事業者が落札をしていて、それぞれ履行できないということで契約後の辞退ですとか契約締結前の辞退に至っているわけなのですけれども、その点に関しては、複数事業者において落札、入札に参加が行われていたりとか、あと、その後のヒアリング、消防庁における談合情報の検討委員会などにおいて事業者ヒアリングを行った結果として、複数の調達先がヒアリングの結果から出てきているといったことを踏まえれば、今回の作られた仕様書が特定の者にしか調達できないような状況には必ずしもなっていなかったのではないかと考えておりました。今回のRELIEFによる履行できなかったことと、最初の仕様書の作成に係る問題点というのは、必ずしも因果関係があるわけではないのではないかと考えているところでございます。

【小見部会長】 ということですが、いかがでしょうか。

【有川委員】 有川ですけれども、よろしいでしょうか。今の臼田課長のお話に関連して、私の周辺の意見を述べさせていただきますと、仕様書の要件、特にフィルムを中心とした非常に限定的な仕様要件にしているのですけれども、その要件が合理的な理由がある

のかどうか、どうもRELIEFとのやり取りの中で見えてこないのですよね。なぜそのような限定的な要件にしたのか、それがきちんと合理的な説明ができないと、やはり今、証拠はないというのですけれども、特定のかつて履行した業者からのヒアリングしかしていない上で作った、非常に厳しい資格要件になっていますので、本当にその要件が適正な成果物をもらうために必要な限定要件だったのかどうかということ、きちんとやはり発注者側は説明できるようにしないとイケないのだと思いますが、これが一連のやり取りの中で見えてこないという疑問があります。

それから、もう一件追加で言わせていただきますと、仮に限定することについてかなり合理的な理由があるということが推察できたとしても、本当に履行できる業者が複数者あったのかどうか、東京都の説明の中で言われている入札者が複数あった、それから複数の業者から履行できるという説明があっただけでは、やはりそのところの立証というか、確認が不十分のような気がするのです。入札したからといって履行できなかったでしかないわけですので、実際に履行した（非公表部分）さん以外は、入札にいろいろ参加した業者で履行した実績がないわけですので、入札したから履行できる業者がたくさんあったというのは、それはなかなか証明できていないし、ましてやヒアリングだけで業者は履行できたというだけでは駄目で、やはりどういったやり方で履行できたのかどうかということ、しっかりそれを確認できていないと、やはり東京都のほうは申立てに対する反論として十分な理由になっていないような気がするのですが。

【小見部会長】 ということですが、今の具体的な話で、調達できなかったというのに直接関わる仕様というのは、具体的にどの部分なのでしょう。

【有川委員】 議論のやり取りで感じさせるところは、やはりフィルムの品質と厚さなのですかね。それがなかなか調達できないという理由でアピールされているように思うのですが。

【小見部会長】 東京都さん、いかがでしょうか。

【白田契約調整担当課長】 では事務局から御説明いたします。あくまでも消防庁のほうから聞き取った内容で、少しお伝えをさせていただければと考えます。

まず1点目は、フィルムの厚さの面かなと思います。おっしゃるとおりで、この0.048ミリメートルのプラスマイナス0.01というところが、どういった合理的な根拠から設定したのかということですが、フィルムの厚さにつきましては、使用素材と性能から導き出した、最も適した厚さだと消防庁としては考えている。フィルムの厚さにつきましては、厚くすればするほど高い人工血液バリア性やウイルスバリア性が確保できるとともに強度も高まるわけなのですが、着心地がやはりごわごわしてしまっていて、かつ蒸れ防止の指標である透湿度も下がってしまうといった課題がございます。そのため、厚くすればするほど不織布性能としてのバランスが崩れてしまうといった状況がございます。

こうした中で、厚みの数値につきましては、このバリア性ですとか透湿性、強度、活動性、不織布全体の質量等のバランスを考えた数値として、この数値を決定したと説明をし

ております。

また、材質をポリプロピレンに限定した理由はあるのかというところも論点としてあるかと思えます。一般的に流通しているフィルムにつきましては、ポリプロピレンか、この事業者の主張するポリエチレンとなっていると聞いております。ポリエチレンにつきましては、ビニール袋ですとか工業用資材などで使われるのが主流であったものが、近年、不織布製感染防止衣へも取り入れられるようになりまして、一般的に加工しやすいため感染防止衣へも取り入れられるようになり、感染防止衣という形になった際に非常に粗悪品も多く出てきていると聞いています。

一方で、ポリプロピレンにつきましては、手術室で使用される不織布ですとかガウンで採用されるなど、医療分野で主流となっている材質でございまして、消防庁が不織布製感染防止衣を導入した平成8年から採用しているという実績がございまして、ポリプロピレンは、ポリエチレンに比べて強度がありまして、高い耐水性を有しており、ポリエチレンに比べて高価、高い値段ではありますけれども、信頼性、安全性、実績等を踏まえてポリプロピレンに限定していると聞いております。また、消防庁の別の部署における感染防止衣の仕様につきましてもポリプロピレンを採用しているという状況でございまして、

材質に関わる2点につきましても消防庁、東京都としての考え方は以上となります。

【小見部会長】 ということですが、飯塚委員、どうぞ。

【飯塚委員】 今回の点で非常に奇異なのは、厚さが0.048ミリとなっていることなのです。これは特定のものを指定しているのです。品物の性状というのは、例えば厚さであれば0.05ミリ以下にするなどの幅を持った形での仕様であればまだ分かりますが、0.048でなければいけない。プラスマイナスとありますけれども、0.048でなければいけないというのは、それはもう特定の商品イメージして、あの商品でなければいけないと言っているのと同じであります。それは仕様書としてあるべき姿ではありません。むしろ、後で確認してもらいたいとは思っていますが、(非公表部分)とのヒアリングの中で出てきている0.048なのだろうと思います。

後でと言いましたけれども、これは、この4回の(非公表部分)との間のヒアリングの内容は、きちんと確認して報告してください。

【小見部会長】 ということで、この0.048ミリというのが一般的なスタンダードでなくて、特定のものを事実上指定するような可能性があるのではないかという御意見ですけれども、それについてはいかがでしょうか。事務局サイドでは何かお答えできますでしょうか。

【臼田契約調整担当課長】 特定のものということか、少し直接的なお答えになるかというのはあるのですが、必ずしも、例えばフィルムの厚さとか構造、性能に関して基準があるかということ、特にそういった基準はないと聞いております。

特に救命救急隊員等が着用する感染防止衣の性能に関して、標準的な値とかが何か定められているものがあるかということ、それは特には存在しないと聞いておまして、今回、

資料にございますとおり、平成23年度以来の調達をするに当たって、東京消防庁が現在のいろいろな感染症の状況ですとか、あとは改めて動きやすさとかということを検討していく中で、この値が最適であると判断したと聞いておるところでございます、何か特定のという話で、幾つかあるいろいろな商品を念頭に置きながらやったとは聞いていないのですが、まずそのヒアリングの詳細に関しては、また改めて確認をした上で御報告をしたいと考えております。

【小見部会長】 今のお話ですと、この平成3年に決まった仕様以前にもこれに似たような入札があって、今、平成23年とおっしゃいましたか。

【臼田契約調整担当課長】 はい、平成23年。

【小見部会長】 それからずっと、厚さに関しては0.048ミリでやってきたのでしょうか。

【臼田契約調整担当課長】 平成23年に調達して、備蓄としてこれを購入して以降、備蓄がずっとある状態でしたので、ずっと調達はしていない状態でした。このたび、その備蓄が少なくなってきたということで、改めて仕様書を見直した上で発注をしたというのが今回の案件の経緯になっております。

【小見部会長】 そうすると、平成23年の仕様では0.048ミリだったのですね。それ以前かな。

【臼田契約調整担当課長】 特にそこまでの定めをしていなかったと聞いております。

【小見部会長】 その時点では厚さについては限定していなかったけれども、結果として平成23年に納入されたものは0.048ミリであったと。

【臼田契約調整担当課長】 そこについては確認をしておりますので、確認させていただきたいと思います。

【小見部会長】 そうですね。つまり、令和になってからのときに、従前のものと仕様が、大きくかどうかは分からないですけれども変わってしまったかどうかということ。変わった結果、入手が困難になったというような経緯があり得たのかどうかということが、一つ問題点になるのかなと思います。

ほかに。どうぞ。

【森岡委員】 森岡です。すみません。中身というより、この審議自体は、この1回で終わらないという前提でよろしいのかということところです。

今、幾つかの委員から確認をしたいというようなお話も多分ありましたし、私自身が今、先生方の御指摘で、WTOの運用指針だとか、あるいは東京大学の事例というものウェブでは確認をいたしました。全く中身を読み込んでおりませんので、それがどれほど今回の苦情申立てに影響するのかというのは、この場で判断せよと言われても難しいし、また、市場性というか、その材質がどのようなものなのか。事前の御質問で、先ほど申し上げたとおり、もし、どこかの落札者がおっしゃっていた、あれは（非公表部分）製であるというのが事実であるとする、何か相当特定のものなのかなと思ったのですが、今の御回答

だとそうではないので、一般的に入手し得るものなのかなとは思いますが、とはいえ、具体的な材質の指定についてだとかは、もう少し整理された段階で議論するほうがふさわしいのかなという気はいたしました。

ヒアリングの記録が我々に開示されるかどうか、これは私もその取扱いはよく分かりませんが、御提案としては、もし今日で終わらないのだとすると、今日のところではある程度我々のほうで何を確認してもらいたいのか、調査してもらいたいのかということも整理をして、次回につなげるというのが一つあるのかなとは思いました。この部会の運用の実際を分かっておりませんので、見当外れのことを申し上げているかもしれませんが。

【小見部会長】 という御意見ですけれども、どうでしょうか。今いろいろ確認をされたいというような御意見が出ましたけれども、それが短い時間でできるものなのかどうか。時間がかかるのであれば、今日、この会議の中で結論を出すというのが難しいのではないかと御意見でしたが、事務局、いかがでしょうか。

【臼田契約調整担当課長】 お示ししている資料が少し不足ということであれば、しっかりとまた御指示を踏まえて、また改めて不明点等を明らかにする必要があるかなとは思っております。ただ、相手方の苦情申立てをしている事業者の利益というものもございしますので、できるだけ早く審議をしたいという思いで、我々としては今回をもって審議結果を出すことを想定して本日臨んでおりますが、なかなか現状の情報だけでは適切な審議は困難であるということであれば、それは改めてまた宿題等をしっかり確認をした上で、もう一度の審議というのはやむを得ないのではないかと考えております。

【小見部会長】 ということですが。

【松本委員】 松本です。すみません。

こちら、そもそも争点というか、我々が何を決めなければいけないかというところに立ち戻ると、こちらの頂きました資料の182ページからの指名停止に係る再苦情申立てへの答弁書ですか。こちらで結局、正当な理由なく契約を締結しない場合に該当するという事で指名停止の処分がなされていて、なので、正当な理由があったのか、なかったのかということかと思うのです。つまり、東京都として正当な理由がないと、認定したことについて合理的な手続や証拠があったかどうかということになるのかなと理解していて、その間接事実というか根拠として、RELIEFさんは、もともと入手を予定していた生地の業者さんから入手できないという連絡があったので、一生懸命探したのだけれども見つからなかったために辞退しましたということで辞退の経緯を説明しているわけですね。この辞退の経緯に対して東京都としては、「いやいや、ほかの業者さんから入手可能だったでしょう」というところで正当な理由の部分を否定しているということだと思っております。なので、この調査の過程と、調査の結果得られた証拠から、まさに正当な理由があったと認定したことについて問題があったかどうかということを決めるということかなと思っております。

加えて、先ほど東京都の方から御説明があったとおり、もしこの処分が適正でないとい

うことになった場合には、その指名停止についてはさらに東京都のほうから是正するなり短くするなり、解除するなりという対応が早期になされるということが恐らくRELI EFさんにとって一番利益があることになって、もし我々の審議があと半年延びてしまったら、もはやもう苦情申立ての実益がなくなってしまうということなので、もし指名停止の処分が不適切だということであれば、早期にその判断をして差し上げる必要があつて、そうでもないということであれば、東京都の下した判断の合理性をしっかりと見極める、全体的にはそういったことなのかなと理解しております。

【小見部会長】 ありがとうございます。

ということで、今の御意見は、つまり仕様を決めて、入札にヒアリング先が入っているということの妥当性はともかくとして、仕様自体は前もって公開した上で入札をして、それで決まったわけですから、0.048ミリ、プラスマイナス0.何ミリという仕様を前提に、このRELI EFさんは応札された。その後、入札が困難になったということなのですけれども、そここのところですよ。

契約は契約なのですが、極めて常識的に見て、その仕様が特殊なものであったために、ちょっとした需給の関係で、もう入手不能になってしまうというようなことが、それがRELI EFさんの必ずしも大きな瑕疵ではないと見るのか、いや、あくまでそれを前提に入札されて、それで決まったので、それができなかった場合には努力が足りないという判断なのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

【松本委員】 先生がおっしゃるとおりだと思います。つまり、合理的な努力をしたかどうかということもあると思いますし、また一方で、123ページの回答状況をよくよく読むと、入札したほかの入札者の方も、なかなか難しい仕様で限定的なところでしか作られないとか、限られたメーカー商品だったとか、何かフィルムの規格を満たすのが困難とか、感染拡大の状況に鑑みると、この試験も難しいとか、入手困難ということを複数の会社さんがもうおっしゃっている状況ではあるので、だったら逆に、ほかにこの業者さんと、この業者さんと、この業者さんがメーカーとして作っていますよというところを具体的に指摘しない限りは、なかなか「いや、入手できたでしょう」と一言で評価することは難しいというか、その評価自体に根拠がないというところかなと私のほうでは感じているところです。

【小見部会長】 ということですね。そこは一つ論点になるかと思いますが、あと、談合情報があるというようなことが業者さんからあつて、それは根拠があることかどうか分からないというか、根拠がどうもないのではないかというのが東京都さんの見解だと思いますけれども、ここについてはいかがでしょうか。

【松本委員】 談合があつたかどうかというのは、実はこの話は指摘があるのは官製談合ということだと思いますけれども、つまり東京都と業者との間の通謀というか、共謀という主観的な事実があるかどうかということが大きく関わっていて、それって、この聞き取り調査とかで認定したりすることはほぼ無理だと思うのですよね。強制捜査が入って、

メールとか通話記録とかを強制的に捜査しない限りは分からない類いのもの、もしくは内部通報があって、通報者から事細かな事情を聞かなければ認定が難しい事情だと思えます。なので、談合があったかどうかということと、この業者さんが合理的な努力をしたけれども見つからなかったという正当な理由があるかどうかというのは切り離した問題として評価すべきというか、検討すべきであって、我々は後者の正当な理由があったかどうかというところを、今回は早期に評価してあげるべきではないかなと思っています。

【小見部会長】 ありがとうございます。今の点、いかがでしょうか。

だから、合理的だったかどうかということと、それに対してペナルティーを科すほどのことだったかどうかということですね。

【松本委員】 ペナルティーを科すわけだから、科すにはきちんとした根拠がなければならぬということ、その根拠が示されたかどうかということは、今、多分これ以上の資料は現時点ではないということだと思えるので、その中で評価を我々がすべきかどうかというのは、先ほど森岡先生から御指摘があった部分とも関係すると思えますけれども、今ある証拠というか、今ある資料の中で正当な理由がなかったと言い切ることが——言い切るといふか、その東京都の判断が合理的になされたかどうかというのを決められるのだったら決めてあげたほうが良いと思えますし、決められないということであれば、では何の調査をさらにする必要があるかということになると思えます。

【小見部会長】 ということですが、ほかに御意見。今のことに関してですが、御意見いかがでしょうか。

【有川委員】 有川です。似たような話で、何か同じことをおさらいするようで恐縮なのですが、苦情申立書と再苦情申立書は、もっぱら談合と癒着というキーワードで攻めてきているのですが、今お話がありましたように、その点についての立証といえますか、証明はなかなか難しいので、その部分だけ取り上げて争点にしてしまうと、結果的にはやはりRELIEFさんの主張はもたないよねということになるのだらうと思えます。

今、後者として言われたように、全体を捉えて、本当に6か月の指名停止処分に当たるような不誠実な行為が行われたのかどうかという認定は、我々、この部会としてもやる必要があるのだらうと思えますけれども、ただ、事実関係はしっかり押さえて、妥当な処分かどうかというところまで持っていくには、恐らく言われたように半年ぐらかかるのだらうと思えますので、当面感じているのは、今回東京都がやった、この最終的な談合処分の、それに至る認定の仕方というか、事実確認の仕方に結構乱暴なところがあって、つまり、このRELIEFさんに不誠実な行為があったと結論づけるには、一つ一つの事実認定というか、事実確認が不十分だというふうな感じを持っているので、最終的に差戻しという言い方がいいのか、それとも私たちが自ら、この指名停止処分は不適切というところまで持っていくのがいいのか。時間との関係があるのだらうと思えますので、私個人的には差戻しといえますか、事実関係をしっかり確認してもらって、適切な処分をしてもらい

たいというふうな結論にしたいなと思っているのですが。

【小見部会長】 今の話ですと——どうぞ。

【森岡委員】 すみません。私自身がまだ考えを定めているわけではないのですが、基本的に彼らがおっしゃるとおりで、談合をこの部会で認定してどうのというのは困難であろうと思います。ただ、先生方がおっしゃるような入札の手續に不十分な点があったとして、それが今回の入札というか、彼らを排除した理由にどれだけインパクトを与えるのかというのは分からないという気がしていました。そのところが、事実が何であるのかもそうなのですが、仮に本当に一部の業者しか手に入らないようなものがあって、かつ、その業者が事前にヒアリングを受けていたということがあったとした場合に、ただ一方で仕様が公開されていて、入手できますという前提でこの会社は応札されて契約直前までいっておられるわけなので、普通に考えると分かっていたのだから、それにもかかわらず大丈夫ですと言った以上は、その責任を取ってもしようがないのではないかという気が私自身はしてはいたのですけれども、ただ一方で、入札プロセスがあまりにも不公正だというようなことがあれば、それは影響し得るものなのだろうなと思っておりました。

繰り返しですが、先ほどのどこかの業者が（非公表部分）だと、（非公表部分）さんを出して申し訳ないのですけれども言っていて、本当に（非公表部分）から手に入っているということだったら、それは何か相当いろいろ何かあるかもねという感じはあったわけですが、今聞いた限りではそうではないので、そこはニュートラルなのですけれども、どちらにせよ、どうインパクトを与えるかという検討が一つと、あとは、実際にどのような素材が世の中に出回っていて、それぞれ（非公表部分）、（非公表部分）だとか（非公表部分）だとか、具体的にどこから入手する、あるいはする予定だったのかというあたり、それ以外にも0.048というのを満たすような素材が流通しているのかどうかというのは、もし分かれば判断としてはかなりありがたいなというふうな気がしているのです。その判断というか、調査に6か月かかるのかどうか、私はよく分からなくて、もっと私の追加調査というか、続行期日という趣旨はもう少し短いスパンでできないのかというのがイメージであったところです。

以上です。

【小見部会長】 ということですが、どれぐらいかかるかは、私も全然分からないのですけれども、ただ、その当時に、この素材が入手困難な状況だったかどうかというのを客観的に調べるのはなかなか難しいような気がします。オープンデータのようなものがあるのだったら別ですけれども。

【森岡委員】 （非公表部分）が、（非公表部分）以外の素材があるとおっしゃっているので、（非公表部分）と（非公表部分）さんが言ったのは、（非公表部分）さんは（非公表部分）の仕様というか、生地仕様を知っているのだと思うのですけれども、（非公表部分）の仕様を確認するということと、あと、（非公表部分）さんが具体的にどの素材メーカーから入手する予定だったのか。多分ここは素材そのものを作っているのではなくて、

きつと縫製などをするメーカーだと思うので、どこから入手できるのかということと、それを例えば代理店が特定のところに限られていて、一切ほかは入手できないというような実態があるのかどうかというあたりを、ヒアリングベースになると思うのですが、そのぐらいはできるのかなとは思ってはいたのですが、業者さんからすると仕入れ先は秘密だということもあるのかもしれないので、どこまで御協力いただけるのか分からないのですけれども。

【小見部会長】 ということですが、いかがでしょうか。

【松本委員】 不誠実な行為があったかどうかなので、もちろん客観的な状況だったと思うのですが、この業者がむしろ誠実に、この契約を履行しようとして、この経緯書によると、その報告というのが、要は生地が入りませんという報告を受けて、至急その工場や、そのほかの既知のあらゆる手段を講じて新しい生地や工場を全力で探したが見つからず、辞退に至ったと説明をしているわけなのですね。なので、どちらかという、例えばRELIEFさんに「あなた、実際、具体的にこの当時、どの工場とどの業者に当たって打診したのかをリスト化して出してください」という話とか、もっと言うとメールとかファクスとか、文書に残っている、当時ある程度努力をしたという何か痕跡があるのなら、もうそれでよいのではという気もするのです。そこはいかがでしょうか。

【小見部会長】 事務局、いかがでしょうか。

【臼田契約調整担当課長】 なかなか、かなり恣意的な判断になるのかなというのが、今のお話だと、どこまでやれば誠実と言えるのかというような、恐らくかなり主観的なものになってしまうのではないかと考えておまして、様々、この資料185ページに、我々がこれまで行ってきた指名停止措置の概要というか、実績をリストにして載せておりますけれども、基本的には公開した仕様に基づいて手を挙げていただいて、それで安い価格を入れた結果として落札事業者となった。その上で契約締結に至らず辞退をしたということは、一定の実現すると見込んだ上で手を挙げたにもかかわらず、何らか落ち度と言ふ言葉は悪いのかもしれませんが、落札事業者側に一定の落ち度があったということで、我々としてはそのこと自体を不誠実な行為とみなして、外形的なところで判断をして、措置を行ってきているというような実績があるかと思っています。その内容について踏み込んで、これが本当に最低、最大限の努力をしていたのかとか、その努力は適切なものだったかどうかまでを我々のほうで評価するというのは非常に難しく、結果的には非常に恣意的な運用になってしまうのではないかと考えております。

【小見部会長】 この185ページの表を見る限りにおいては、今の御説明も併せると、落札したのに履行しなかったら、もうほぼ半自動的に一定期間、指名停止になりますよというのが今まで行われてきたという理解ですか。

【臼田契約調整担当課長】 正当な理由なくと要綱上はなっているわけなのですが、正当な理由として認めて、例えばこの措置を見送ったとかということは特にこれまでなくて、では何なのだと言われれば、例えば天変地異などで、もう締結すること自体が物

理的に困難になる事態ですとか、誰がやったとしても、それはやはり契約締結は難しいと認められるような、そういった事実がやはり必要だろうと考えているところでして、今回の事例というのは、必ずしもそういったことではないのではないかと思います。外形的に判明している事実から判断して、指名停止を標準期間である6月、行っているという状況になっております。

【小見部会長】　　ということで、既にもうこれはどれぐらいたっているのですか。

【臼田契約調整担当課長】　　6月に行っておりますので、約二月少したっている状態です。

【小見部会長】　　ということは、あと三月と少したつと、もう指名停止期間が明けるといえることですね。

【臼田契約調整担当課長】　　12月20日まで。

【小見部会長】　　まだ少しあるのか。でもそうですね。三月と少し。

【森岡委員】　　すみません。この審理が仮に長引いてしまって明けてしまうと、我々の業界でいうところの訴えの利益なしのようなので、判断しないで終わるといえることがあるのですか。それとも、苦情申立てがあった以上、現に過去の分について回復はしないけれども、判断自体は東京都として示すということになるのでしょうか。

【臼田契約調整担当課長】　　すみません。これまでの実績がありませんので……。

【小見部会長】　　前例がない。

【臼田契約調整担当課長】　　なかなか難しい判断になるかと思えますけれども、過ぎてしまったものについてどのようにするかという話に論点としては移ってくるのかもしれないですが。

【森岡委員】　　すみません、小見部会長。話してもいいでしょうか。

【小見部会長】　　はい、どうぞ。

【森岡委員】　　私の意見は、少し松本先生と多分違って、少し東京都の先ほどの運用に近いのかもしれないのですけれども、仕様が公開されていて、それで大丈夫ですと言って駄目だった以上は、基本的にはそこは都民にとっての不利益になる話ですので、もう一回やり直さなければいけないので、それは一定の制裁を受けてもしようがないのかなと思っているところです。

ただし、その材料が本当に一般の業者に入手不可能なものを実は指定されていて、それが詳細調査をするまで分からない、あるいは裏で手を回すなんていうことがあれば、それは誠実でなかったとは言えないという話になるので、客観的に入手可能かどうかで、基本的には私は判断していいのではないかと考えているところです。それ以上の判断は、多分この部会の調査能力を超えるところでもありますし、裁判等でやっていただくしかないので、私自身は、客観的に入手可能かどうか、今日の御説明だけで唯一、(非公表部分)は(非公表部分)ではないという材料は頂きましたけれども、一般的な素材のはずですから、もう少し何か情報があってもいいような気はするので、それが短期間で調査できるの

であれば、それで私は結論を出してもいいのかなという気はしています。

飯塚先生がおっしゃるような、入札でのヒアリングでの何があったのかというのにも気にはなるところですけども、この苦情の指名停止に関わる場所だとすると、客観的に入手できないようなものをわざわざ東京都が示して、結果として駄目でしたということであれば、そこは大きいのかなと思います。

一方で、このRELIEFさんとかは、落札金額がかなり他社に比べて低いのでしたよね。すみません、東京都の方、何ページでしたか。

【臼田契約調整担当課長】 14ページです。

【森岡委員】 14ページ。だから、これは特定の推測なので、別にだからどうという話ではないのですが、自分が見込んでいる仕入れ先からならこの値段でいけると思っていたけれども、改めてやはりその仕様では実現できないことが分かったということも、それはストーリーとしてはあり得る話なので、それがどうか分からないのですけれども、客観的な入手可能性というところが分かれば、私は十分かなと思います。その調査にどれだけ必要なかは、私はこの場でも分かりませんし、また、飯塚先生ほか有川先生の御指摘のあった事例判断だとか指針のことだとかも、自分の頭の中では本当はもう少し整理したいなという気持ちがあるということです。

以上です。すみません。長々話しました。

【小見部会長】 ありがとうございます。

そうですね。今御指摘があったように、14ページの入札価格を見ても、これはもともとの仕様のヒアリングをした（非公表部分）の半値とは言いませんけれども、それに近いような額ですので、RELIEFさんとしては、もともと想定していた入手先の当てが外れてしまったというのが大きい理由なのかなと、あくまで推測ですけども、そのような気がしますよね。0.048ミリが全く市場に特定の業者以外供給できないようなものなのかどうか分からないですけども、今の話だと、平成23年のときにそれが使われていたという、結果として使われていたということを考えると、それほど特殊なものではなかったのではないかとも思えるのですけれども。

【松本委員】 すみません。多分、平成23年のものは縛りが無い、違う素材のものではないかと思われま。

【小見部会長】 もともとがですか。厚さとしては同じだったという、先ほど……。

【有川委員】 だから、この厚さは突然入ってきたのですよ。何のために入ってきたのか分かりません。

【臼田契約調整担当課長】 厚さの指定は、平成23年のときは行っていなかった。

【小見部会長】 ただ、結果はそうだったのではないですか。

【臼田契約調整担当課長】 3層構造であるという……。当時のものが何ミリだったのかについては確認を要しますので。

【小見部会長】 そうなのですか。分からないのですね。分からないままなのですね。

分かりました。

そうすると、0.048のものが一般的なのか、かなり極めて特殊なものなのかというところが論点に集約されてきたような気がするのですけれども。

【松本委員】 その意味では、ほかの入札業者が回答している回答状況が一つの証拠にはなるのではないかとと思いますが、いかがですか。123ページです。

【小見部会長】 123ページの、この表ですね。

【松本委員】 はい。

【小見部会長】 ということで、いろいろな意見がここに載っていますが。

【松本委員】 主に質問4に対する回答になるかと思います。

【小見部会長】 そうですね。「限られたメーカー商品であった」と、例えばこの（公表部分）さんですか、12番などは書かれていますし、調達が困難というのもちらほら見えますね。ということで、難しかったであろうことはある程度想像できるのですけれども、それがどこまで、それが申立てで指名停止にしないというまでのものだったかどうかというところだと思うのですけれども。

【有川委員】 少し関連して言ってよろしいでしょうか。

【小見部会長】 はい、どうぞ。

【有川委員】 これまでに議論が出なかったのですけれども、2回目の入札で落札した業者が契約に至らなかったと、契約をした後に、契約債務不履行ということですか。実は契約をしなかったということでペナルティーを科されましたけれども、通常でしたら、今度3回目の入札にかけたときは、恐らく2回目に調達できなかったもので、その後、再度調達する工夫で行われたのだと思うのですけれども、2回目、なぜそのような状況になったかという原因分析がないのですよね。これをしっかりやらないと、3回目の調達は適切に行われるわけではないので、通常の公共調達でしたら、2回目のなぜ履行できなかったのかという原因分析をしっかりやらなければ駄目なのですよ。それをまず消防庁はやっていないという大きな問題があるのですよね。

【小見部会長】 その辺、いかがでしょうか。何か事務局のほうで答えられますでしょうか。

【臼田契約調整担当課長】 では、今、有川委員からの御質問に関しては、なぜそもそも2回目のほうで契約解除になってしまったかということ、当初、縫製した生地の検査結果が、実際、実は仕様を満たさないことが、その契約締結後に判明いたしまして、直ちに別の生地の検査などをするなど努力はしたわけなのですけれども、なかなか期限内にそれを示すことができなかったということで、結果的には契約解除になったということになっております。

御質問に対しては以上になります。その後、改善をなぜしなかったのかということに関しては、いろいろ御指摘があろうかと思いますが、それについてはまた改めてやりたいと思っております。

御提案ではございますが、この間、いろいろ審議していただいておりますが、なかなかいろいろな論点が出てきているところがございます。恐らく、このまま継続しても少し難しいのではないかとこのところであれば、改めて論点を整理した上で、もう一度日を改めて開催するという形を取るというのは、もちろん当然申立者の利益もございますので、可能な限り早く、また場合によっては、その審議の仕方なども、いろいろな方法を検討しながらさせていただくというのはいかがかと事務局として考えておるところなのですが、いかがでしょうか。

【小見部会長】 そうですね。今のこの感じだと、なかなかこうだと今日結論を出すのが難しいような気がいたしますが、どうしましょうか。日程調整とか、どのあたりをめぐりに、もう一回これをやるとすると。

【臼田契約調整担当課長】 事前に9月の下旬までの日程は先生方から頂いているところかと思っておりますので、その範囲で、できるだけ多くの先生方に御参加いただけて、早い日程を探して、1か月程度の間には再度開催するということを目標に進めさせていただきたいと思っております。

【小見部会長】 いかがでしょうか。よろしいですか。今、日程調整とおっしゃったのは、この部会、通常の部会ですよね。違いましたか。

【臼田契約調整担当課長】 もともと、この苦情処理部会の日程調整で、恐らく9月の下旬までの日程を御回答いただいていたかと思っておりますので。

【小見部会長】 最初の日程調整ですか。

【臼田契約調整担当課長】 はい。

【小見部会長】 ただ、これが決まった時点でほかのものが入っている可能性……。私ももう手帳から消していますから。

【臼田契約調整担当課長】 分かりました。では改めて日程を……。

【小見部会長】 もう一回、急ぎ日程調整は必要かとは思いますが、これは過半数ですよ。第1、第2の過半数の参加で成立するということですので、全員とか多くの方が参加するのが難しいかもしれませんが、少なくとも過半数の委員の参加でもう一回仕切り直すというようなことで進めさせていただくのでよろしいですかね。

【臼田契約調整担当課長】 改めて、論点を本日整理させていただきたいと思うのですが、恐らくこれまで出てきた議論の中で、松本先生からも御指摘があったとおり、今回の指名停止措置という東京都が行ったものというものが、客観的に見て一定のきちんと合理的な理由に基づいて、客観的な理由があって行われているかどうかという論点と、あと、東京消防庁が行った一連の調達に関する公平性の確保というか、プロセスに関わる課題、そういったことは少し切り分けて話をしないと、なかなか話が拡散してしまうかなと考えますので、その2点を少し、本日出た御意見を一回まとめさせていただきまして、もう一度改めて……。

今回この苦情処理部会で主に扱っていただきたいのは、どちらかというところと前者の話でござ

ざいまして、あくまでも指名停止措置というものが今回適切に行われたのかどうかで、我々はあくまでも捜査機関ではございませんので、談合情報に対する通報に対して強制力を持って捜査を行うとか、そういったことはなかなか権限上できかねる点がございます。その中で手続を含んで事情聴取などを行って、事実関係から行ってきたというのが、これまでの我々の考え方なのですけれども、もし何かこの中で、この点についてはもう少し事実を明らかにすべきだという点がございましたら、それを改めて調査、確認をさせていただいて、次の部会までの間に御報告をさせていただきたいと思っております。

その他、調達全体を貫く上での問題点、課題ということに関しては、また改めて、そこは正直、もう少し時間をかけてもいいところではありますので、課題を整理しながら議論をしていただきたいと思いますし、いかがでしょうか。

【小見部会長】 はい。それで私はいいと思います。今のお話ですと、まずは直接的な訴えに妥当性があるかどうかという部分について、まずはそれに関する追加調査をしていただく。それをもって、できるだけ早い段階に次のもう一回、第2回をやる。

ただし、それはそうとしても、一連の仕様の決め方とか、先ほどWTOの話も出てきましたが、今まで特に東京都さんが問題とされてこなかったけれども、問題になる可能性があります。たまたま今回起こりましたけれども、今回のようなことが、これからひよっとするとまた同じことが繰り返されないためにも、その辺のところは再検討していただく必要がある。それについては、どの場になるのか分かりませんが、次回までにできる中間的なお話がいただければ、それでいいと思いますけれども、それは何かの機会でもた改めて御報告等をいただくということによろしいですか。

【松本委員】 はい。その場合、結局具体的にどの事項を御調査いただくかということをごちらで指定しないと、多分東京都の方も困ることかもしれないのですが、いかがでしょうか。

【小見部会長】 今のお話、まずは仕様です。特に厚さである0.048ミリと、少なくとも当時、どんなに努力しても調達ができない状況にあったのかどうかですよね。

【臼田契約調整担当課長】 すみません。なかなか、当時本当にどこまでできなかったのかというのを今から遡って調査するのは非常に困難だなと思っておりますし、しかし、御意見があったのは、この0.048という規格がどこまで汎用性があるのかというところかなと思っておりますので、その辺について、もう少し消防庁などからも聞き取りを行って、かなり範囲が限定的ではないかという御意見はあるのですけれども、その厚さそのものに対してどこまで汎用性があるのかというところをもう少し、どこまでできるかという点がありますけれども、聞き取りをするというところはいかがでしょうか。

【森岡委員】 汎用性とおっしゃっている意味が、私は十分理解できていないのですが。

【臼田契約調整担当課長】 一般にある程度流通しているフィルムの規格に照らして、0.048というものがどこまでフィットしているものなのかというところを、その調査をどこまでできるか、時間の中でどこまでできるかというのはありますけれども、少し他

の消防庁、消防本部などの状況も確認しながら、そのあたりの実態を確認させていただきたいと思います。

【小見部会長】 有川委員、どうぞ。

【有川委員】 すみません。汎用性の前に合理性も一緒にきちんと確認していただきたいのですが。その限定した要件について合理性、合理的な理由があるのかどうかということを押さえた上で、その上で、しかも汎用性があるのかどうかというところを確認していただければと思います。

【小見部会長】 ということです。だから、当時に遡って需給の状況を調査するのは確かに困難ですので、今の状況でも構いませんので、その供給元、製造メーカーが複数あるとか、そのような製品が世の中に複数あってとか、とにかくそのあたりを調査いただくということでよろしいですか。仕様そのものが、今の厚みのものが合理的であるか。要するに、ある特定のメーカーで、必ずしも合理的ではないものが仕様となっていないかどうかという確認だと思いますけれども、それでよろしいでしょうか。時間もあまりかけられないと思いますが、できる範囲で調査していただいて、再度行うということにしたいと思いますが、ほかに御意見いかがでしょうか。

【森岡委員】 今の点で、すみません。一応私のイメージの質問の話ですけれども、その1点目というか、入札に参加した一般の業者が、この0.048ミリメートルでポリプロのもの入手可能であったのかどうかという点だと思っております。具体的には、(非公表部分)、(非公表部分)から入手しているということだと思いますから、(非公表部分)は、具体的にはどこの素材メーカーから入手されたのかが分かれば教えていただきたいのと、あとは、その素材メーカー、あるいは(非公表部分)が何か特定の業者にしか卸さないというようなことがあるのかどうか。

これは聞いても「お取引次第です」という話でしょうから、あまりそれは本質的ではないのですが、あと、(非公表部分)という言葉が出たのが(非公表部分)だったかと思えますけれども、(非公表部分)さん、具体的に(非公表部分)製のその製品というのを知っておられるのだとすると、具体的にカタログとか何とか、それを売っている証拠とか、そのようなものが取扱いの間に代理店なり商社なりが入るのであればどのようなところが入っているのかというのは、少なくとも確認はしていただけるとありがたいのかなとは思っております。

それ以外に、一般的に0.048ミリメートルで検索してポリプロでほんと出てくるのかどうか知りませんが、一般的にそのような素材が一般的なメーカーで入手可能だということももしあれば、それを教えていただきたいというのが私の具体的な質問の中身です。

【小見部会長】 ありがとうございます。非常に分かりやすい整理をしていただいたと思います。事務局、いかがでしょうか。今ので大丈夫ですか。

【臼田契約調整担当課長】 今、森岡先生からも補足で質問内容をまとめていただきま

したけれども、今頂いたような内容を中心にまとめさせていただいて、次回の苦情処理委員会、早期に日程調整した上で開催させていただきたいと思います。

【小見部会長】 今日のこの時点で言うておきたいというような御意見、御質問等、ほかにございますでしょうか。

【松本委員】 松本です。度々すみません。スムーズに進めたい気持ちはやまやまなのですけれども、ごめんなさい。

今の確認事項を、ほかに確認してもらう人がいないからやむを得ないということだと思うのですけれども、この制度の全体的な枠組みとして、不服申立てされている人に、ただ調査してくださいと言っても、何か恣意的な運用にされないのか、もうほかに選択肢がないからしょうがないということなのかもしれないのですけれども、何かそれ自体どうなのかなという疑問があって、だったら今、ここにもう出てきている資料だけを見て、それを評価するというのも一つの方法かなという気もするのですけれども、ごめんなさい。先生方もきっとまだ疑問が晴れないので、当の申立てを受けている東京都の人に調査をお願いしたいという気持ちもありますが、何かそこで出てきたものが公平というか、中立的な内容なのか、よく分からないという懸念を持っていますという、その表明だけさせていただきます。

【小見部会長】 ありがとうございます。それは確かにそうですけれども、その出てきたものを、バイアスがかかっているかもしれないものをどうかというのを、ここの部会で見抜くということになるのではないかなと思います。それを第三者機関というか、第三者になると、かなり大きなスキームになって、少しこの部会で取り扱うというよりは大きな話になってしまいます。まずはとにかく調査をいただいて、その調査が出てきたものが、こんなもので信用できないというようなことであれば、またさらにというようなことにしたいと思います。取りあえず、まず東京都さんのほうでできる限りのことをやっていただくということに今日のところはさせていただきたいと思いますが、それで御納得いただけますでしょうか。

【松本委員】 だからどうしたいというのは全然ないのでけれども、もやもやしているので、このもやもやを皆さんで共有したいという、それだけです。

【小見部会長】 了解しました。
ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

当初の議事進行とも全く途中からもう違うものになりまして、一応今日のところはそのようなところで、次回、もう一度、再度審議をさせていただくというところでまとめさせていただきます。よろしいでしょうか。

それでは、事務局に進行をお返ししてよろしいですか。すみません。どうぞよろしくお願いします。

【前山契約調整担当部長】 すみません。小見部会長、それから委員の皆様、本当に本

日はありがとうございました。

我々のほうの資料の不十分なところ、事前説明のところも少し足りなかったのかなと思っております。お話、多分皆さんも思われているように、もともとの契約のやり方とかも適切だったかどうかというところは私自身も思っているところがあります。ただ、指名停止処分というのは我々自身がやってきたところもあって、ここは我々も、一方で苦情処理の事務局ということもあって、中立性を保ちながらというところもあって、会の運営の中で十分な説明ができなかったかなというところは反省しております。

できるだけ早期に再度のこの部会のほうを開かせていただきます。できるだけ、本日お集まりの委員の方の出席がいただけるような日程調整をしまいたいと思いますので、その点、御協力いただければと思います。

【小見部会長】 すみません、いいですか。前回これが行われたのはいつでしたか。

【臼田契約調整担当課長】 平成19年になります。

【小見部会長】 ですから何年ぶりですか。

【臼田契約調整担当課長】 15年。

【小見部会長】 せっかく15年ぶりにやりますので、少しいろいろ問題点が明らかになってくれればいいのかなと思いました。何となく予定調和的に終わらせるよりは、そのようなこともいろいろやったほうがいいのかなということで、委員の皆様にもまた御負担をおかけしますし、東京都さんのほうにもいろいろ御負担をおかけしますが、どうぞよろしく願いますというのが私の個人的な意見です。最後にまた発言してしまってすみません。

【前山契約調整担当部長】 いいえ、ありがとうございました。9月は第二監視部会もございまして、委員の方、かぶっていらっしゃる方、御負担をおかけしますが、本当によろしく願いたいと思います。引き続き御指導をいただければと思います。

それでは本日につきましては、このような形になって恐縮ですけれども、これにて会を終了させていただきます。ありがとうございました。

— 了 —